

荒瀬ダム撤去地域対策協議会（第3回）

会 議 次 第

日 時：平成23年6月3日（金）10:00～

場 所：八代市坂本支所2階会議室

1 開 会

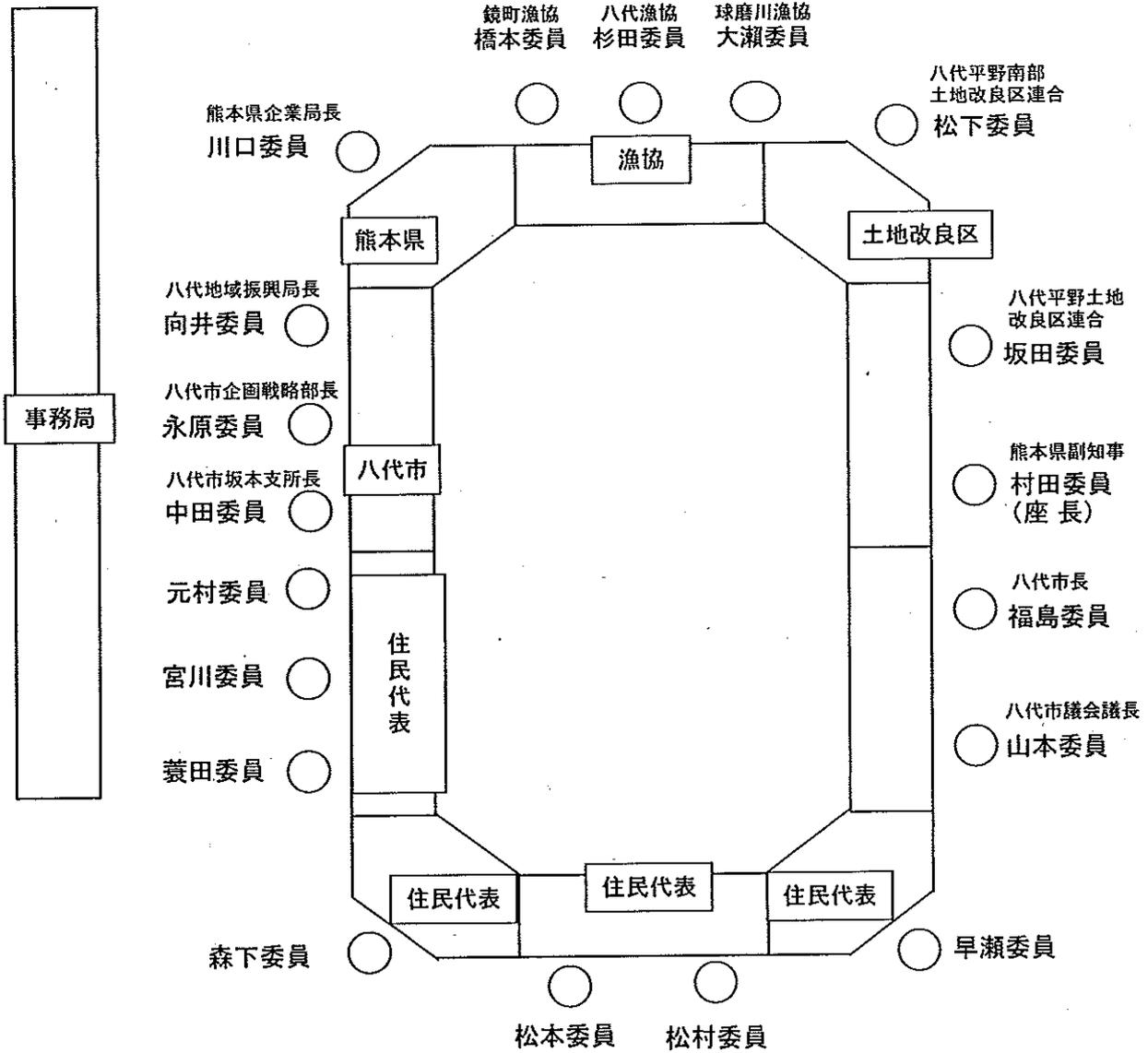
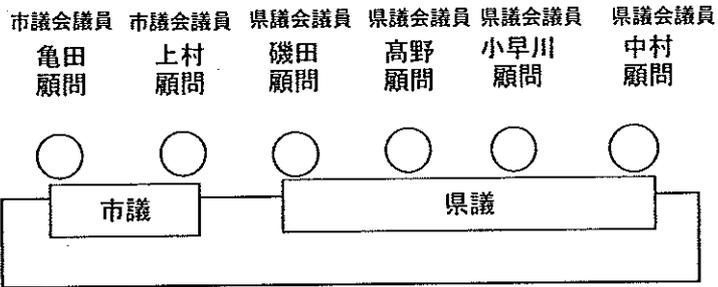
- (1) 座長（副知事）挨拶
- (2) 事務局説明

2 議 事

- (1) 荒瀬ダム撤去に向けた取組みについて
- (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について

3 閉 会

第3回荒瀬ダム撤去地域対策協議会



「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」設置要項

(目的)

第1条 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題を整理するとともに、その解決に向けて取り組むため「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題の整理とその解決に向けた取組み。
- (2) その他、荒瀬ダム撤去に伴い必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員及び顧問をもって構成する。

2 協議会に座長を置き、熊本県副知事をもって充てる。

3 座長は、協議会を統括する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(開催)

第4条 協議会は、座長の指示を受けて事務局が招集する。

(部会)

第5条 協議会は、個別の課題を協議するため、部会を置くことができる。

(任期)

第6条 委員等の任期は、平成24年3月31日までとする。

2 委員等が、その任期中において欠けた場合は、補欠の委員等を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 必要が生じた場合は、委員等の追加をすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、熊本県企業局と八代市が協力して行うものとし、事務局は、企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室に置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則 (平成22年6月18日熊企総第180号)

この要項は、平成22年6月18日から施行する。

附 則 (平成22年7月28日熊企総第263号)

1 この要項は、平成22年7月28日から施行する。

2 平成24年4月以降の協議会のあり方については、委員等の任期満了前に改めて協議するものとする。

附 則 (平成23年5月18日熊企総第108号)

この要項は、平成23年5月18日から施行する。

別表1 (第3条関係)

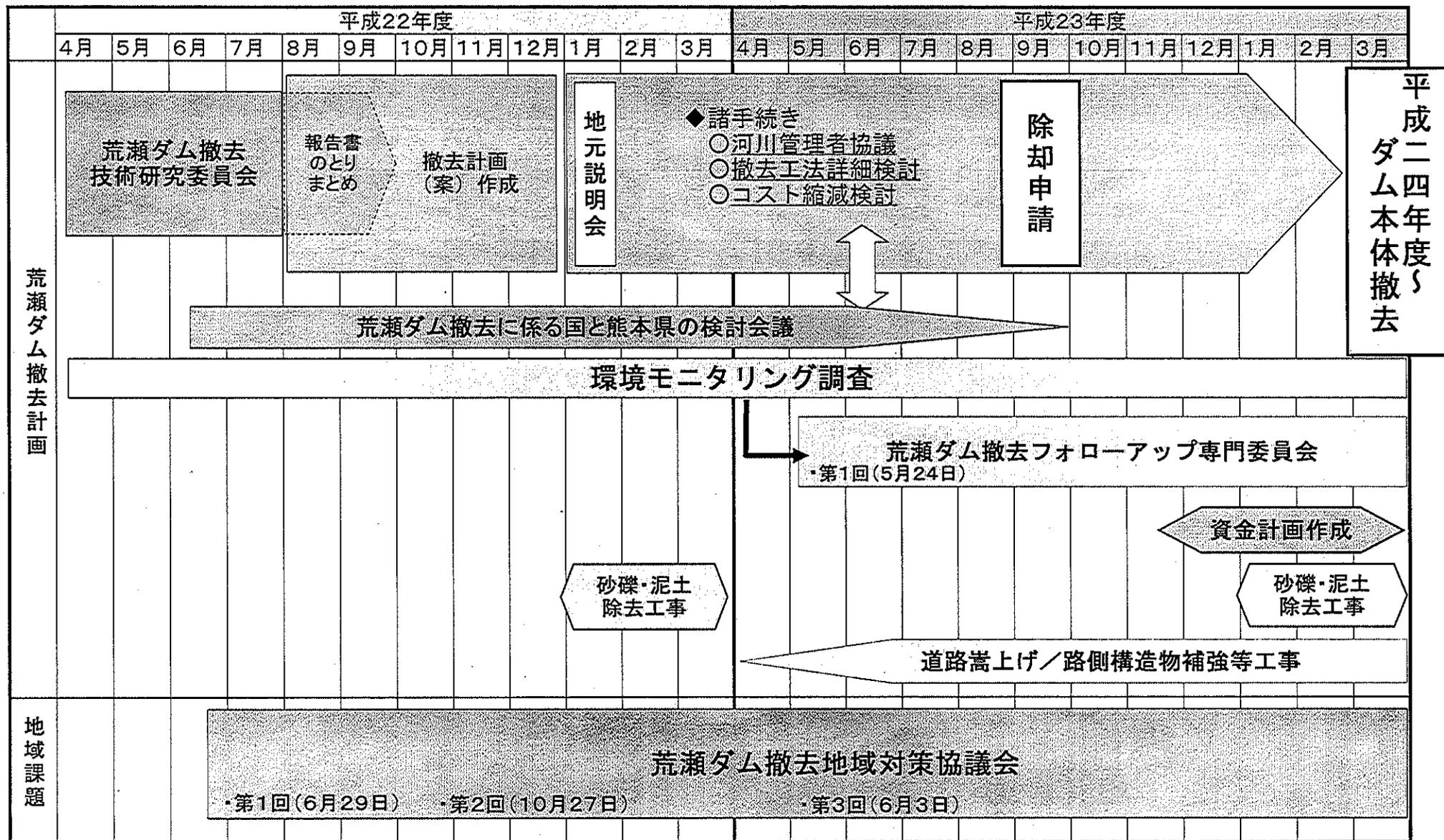
委員

区分	氏名	役職等	備考
熊本県	村田 信一 川口 弘幸 向井 康彦	副知事 企業局長 八代地域振興局長	座長
八代市	福島 和敏 山本 幸廣 永原 辰秋 中田 正春	市長 八代市議会議長 企画戦略部長 坂本支所長	
関係団体	大瀬 泰介 杉田 金義 橋本 和博	球磨川漁業協同組合代表理事組合長 八代漁業協同組合代表理事組合長 鏡町漁業協同組合代表理事組合長	
	坂田 孝志 松下 健一	八代平野土地改良区連合理事長 八代平野南部土地改良区理事長	
住民代表	早瀬 洋志 松村 政利 松本 良弘 森下 政孝 蓑田 孝幸 宮川 莊一 元村 順宣	八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市	

顧問

区分	氏名	役職等	備考
県議会議員	中村 博生 小早川 宗弘 高野 洋介 磯田 毅	熊本県議会議員 熊本県議会議員 熊本県議会議員 熊本県議会議員	
市議会議員	上村 哲三 亀田 英雄	八代市議会議員 八代市議会議員	

荒瀬ダム撤去に向けた取組み



地域課題への取組状況(水産部会)

項目	第一回協議会等	第二回協議会	協議会後の取組(部会での主な意見)	現況等	
工事実施にあたっての環境保全と地元(市、漁協)協議	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泥土除去を始め工事等の実施にあたっては、事前に市、漁協等関係機関との協議を行う予定。 ・ダム撤去にあたっては、土砂の流下を監視し、治水面や環境面に十分配慮しながら工事予定。 <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本初のダム撤去工事なので、被害がでないよう、しっかり検証しながら工事を進めてもらいたい。 ・荒瀬ダムの堆積土砂が一気に流れると港の航路がなくなることもあるので注意してほしい。 	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの結果報告を含め、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を進めていく。 <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂を10万m³採って、残りの70万m³は自然流下するそうだが、下流への影響に注意してほしい。 	<p>【報告(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒瀬ダム撤去計画案(H22.12作成)の中で、環境保全措置及び環境モニタリングの計画を示しており、地元にも説明。(H23.1) ・モニタリングの結果報告を含め、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒瀬ダム撤去計画案(H22.12作成)に沿って、環境保全措置及び環境モニタリングを進めていく。 ・モニタリング調査結果については、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会(H23.5設置)の評価・検証も踏まえ、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を進めていく。 	
広域的な魚族の育成促進	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去工事に伴いモニタリング調査を実施。 ・現在、水産研究センターで、アユの遡上、成長、産卵、流下及び海域生育等について調査を実施。 <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強く要望しているのは球磨川の再生。昔の生態系を取り戻し、大きな視点で水産振興に取り組んでほしい。 ・同意見。昔の球磨川の再生が一番重要。 		<p>【主な意見(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補殖放流事業」と「遡上堰の魚道」は当事者(関係者)間の協議に委ねる、という整理でよいと思う。この二つの問題は要望書中に文言が出てこないが、重要な問題として議論したことがわかるようにしてほしい。 ・部会での協議は煮詰まった感じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去工事に伴うモニタリング調査について、上記のとおり。 ・水産研究センターで、アユの遡上、成長、産卵、流下及び海域生育等について調査を実施中。 	
	補殖放流事業	<p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業局実施の補殖放流事業(遡上稚鮎や種苗の放流事業)を継続してもらいたい。 ・補殖事業終了後のことについて話をする場を設けてほしい。 	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤本発電所の存続が前提であり、終了時期については、今後検討予定。 	<p>【主な意見(部会:2月1日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム撤去工事が終了するまでは続けてほしい。 ・荒瀬ダム撤去後は、瀬戸石ダムで鮎の遡上が阻害される。瀬戸石ダムにお願いする必要があるが、県の方添えもお願いしたい。 <p>【報告(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補殖放流事業については、球磨川漁協と企業局の補償契約に基づくものであり、当事者間で協議を行う。 <p>【主な意見(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年でダムが撤去されれば、この事業もなくなるだろう。それまでには、遡上堰の魚道の話もしたいと思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補殖放流事業については、球磨川漁協と企業局の補償契約に基づくものであり、当事者間で協議を行う。
	遡上堰魚道	<p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遡上堰の魚道が、機能していないと思う。話をする窓口はどこか教えてほしい。 ・水産研究センターで遡上堰魚道の調査(遡上調査)はできないか。 	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望等の窓口:農政局水利整備課管理調整係 ・水産研究センターでは球磨川における鮎の遡上、成長等の調査を実施中。(魚道の調査は実施していない) ・遡上堰魚道調査を実施するには、事前に施設所有者等関係者間の協議が行われることが前提。協議終了後に調査できるか検討したい。 <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遡上堰の魚道が魚族の育成を妨げているのではないか。 ・河川管理者を含め関係者間の協議で今の長さが決定したようだ。国交省(八代河川国道事務所)でも魚道の調査をされているが、効果は分からない。 	<p>【主な意見(部会:2月1日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遡上堰魚道については、土地改良区との協議が必要。まずは球磨川漁協内部の意見をとりまとめた。 ・河川管理者(国交省)にも話をすべき。 <p>【報告(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遡上堰魚道については、施設の所有者、管理者等の関係者間で協議を行う。 <p>【主な意見(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難しい問題もあると思うが、今後の鮎の育成のためにも着実に進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遡上堰魚道については、漁協、施設の所有者、管理者等の関係者間で協議を行う。
鮎等の産卵や中間育成などの専門的な研究機関の整備充実	<p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間育成施設の整備充実についてはどう考えているのか。 	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相良村と熊本市城南町に十分な規模の鮎中間育成施設があり、稚魚の育成技術についても確立している。 	<p>【報告(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・相良村と熊本市城南町に十分な規模の鮎中間育成施設があり、稚魚の育成技術についても確立している。 	
除去予定の砂の八代海への補給(覆砂事業)	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から、除去した堆砂を活用し、八代海の球磨川河口域で覆砂事業を実施中。(実績 H19:2.3ha、H20:3.46ha、H21:3.5ha) <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(八代漁協管内)の覆砂事業を来年度以降も確実に実施してもらいたい。 ・鏡町の海岸でも覆砂事業の検討を。 	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は約3.5haの覆砂事業を予定。また、平成23年度以降も実施予定。 ・市町村や国などとの調整が必要であり、今後検討していく。 <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・覆砂事業について、精一杯努力するという姿勢を示してもらいたい。 	<p>【報告(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は、約3.5haの覆砂事業を実施する。 <p>【主な意見(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八代漁協管内以外でも、覆砂事業の検討を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は、約3haの覆砂事業を実施する。 ・市町村や国などとの調整が必要であり、今後検討していく。 	

地域課題への取組状況(施設部会)

項目	第一回協議会等	第二回協議会	協議会後の取組(部会での主な意見)	現況等
1 ポートハウスの活用策	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月1日から休止 <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持費がそれほど大きくないので、しばらく様子を見て検討すればよいのでは。 トレーニング設備だけでも開放できないか。将来的には、河川を絡めたキャンプ場や、青少年センターなどに活用してほしい。 	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム撤去後の河川形態や部会での意見を踏まえ、市で活用方策を検討し、県と協議。 	<p>【報告(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市で対応方針を再確認の上、県と協議 <p>【主な意見(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム湖の水位が下がり井戸が涸れたため、施設の利用ができなくなった。施設の活用検討を市に任せるのでなく、県も協力すべき。 県が原因者。市は県に対応を要求してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設所有者(八代市)から、地元に対し施設活用の意向確認を実施中。その結果を踏まえ、対応について県市で協議する。(施設活用の一例:スポーツ団体等の合宿・研修や地域住民の健康づくりなど、交流の場として活用)
2 藤本発電所及び隧道の取扱い検討	<p>○有効活用の検討</p> <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元での有効活用策等の検討を踏まえた協議が必要 <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効活用しても最終的に撤退されて施設が残れば地元での管理は困難。 今の経済情勢では有効活用に進出する者はいないかは疑問。 公式な利用希望があるのなら検討の余地はあるかもしれない。 <p>○撤去等の検討</p> <p>【主な意見(協議会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 藤本発電所を今後どうするのか個別に要望に行きたい。(下記) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>藤本発電所対策委員会要望書(H22.7.22) (要旨)</p> <p>発電所及び関連施設等に関してもダム同様に、一刻も早く、建設される前の姿に回復してほしい。</p> <p>具体的には、発電所、放水路は撤去、隧道は埋戻し、サージタンクは撤去及び埋戻し。</p> </div> <p>【主な意見(部会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の要望書を地元の声として重視すべき。 隧道の崩落による土砂崩れが心配なので、隧道は埋め戻しを。 安全性などを含め、各施設の取扱いの検討結果を説明していただきたい。 活用・撤去いずれにしても早く結論を出して取り組みを進めた方がよい。 	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県庁内と八代市に利用希望調査を実施。 今後、一般公募を実施予定。 <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点で早急に対策が必要な異常等は認められていない。当面は定期的に点検し、必要に応じて補修等を行う。(10.22隧道の詳細点検を実施し、異常なし。) 関連施設の取扱いは、今後、有効活用策の検討状況や撤去費用の確保状況などを踏まえ総合的に判断。 	<p>【利活用意向調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利活用意向調査(一般公募)を実施(H22.12~H23.1) <ul style="list-style-type: none"> ①報道機関への情報提供 ②県ホームページでの広報及び募集 ③球磨川流域(八代、芦北、球磨)の商工会等へ検討を依頼 <ul style="list-style-type: none"> 提案者との協議(現地確認含む)(H23.1~2) <p>【報告(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各調査の結果、該当なし。(利活用意向調査の提案者(1件)は取り下げ) <p>【主な意見(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム本体は撤去されたが、関連施設だけ取り残されることのないように願いたい。 <p>【報告(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設の定期的な点検を実施(特に異常なし) 今後、撤去資金の確保状況などを見ながら、撤去、埋戻しの方向で検討を進めていく。 <p>【主な意見(部会:4月28日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 撤去を要望しているので、その方向に進むのに異論ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、撤去資金の確保状況などを見ながら、撤去、埋戻しの方向で検討を進めていく。

地域課題への取組状況(消防水利部会)

項目	第一回協議会等	第二回協議会等	協議会後の取組(部会での主な意見)	現況等
<p>1 消防水利の確保</p>	<p>【報告】 消防に必要な水利施設は、市町村が設置、維持管理するもの(消防法第20条)であるため、八代市において対応を検討されており、県は助言等を行っている。</p> <p>川岸までの進入道路については、治水面等の問題もあり、慎重な検討が必要</p> <p>【主な意見(協議会)】 小舟の管理も難しいので降り道を造ってほしい。</p> <p>【主な意見(部会)】 ・地元の希望は河川から直接水がとれることなので、是非、降り道をお願いしたい。昔、降り道があったところについては、特に強く、国に伝えて欲しい。</p> <p>・防火水槽は40トと決まっており、水が無くなる不安がある。</p> <p>・実施主体は市でも、国でもかまわないので、知恵を絞って取り組んで欲しい。</p> <p>・全部ができるようになってからではなく、できるところから取り組んで欲しい。</p>	<p>【報告】 ・県企業局は消防水利のための斜路の設置主体とはなれないが、道路嵩上げ等の予定箇所については、可能な対応を今後検討。(設置主体、河川管理上の制約あり)</p> <p>・防火水槽の設置については、八代市において検討されており、県としては消防庁の補助金の対応について、できるだけ配慮したい。</p> <p>【主な意見(協議会)】 ・消防法の第20条に書いてあるから八代市がすべきだというのはどうか。もう一回、部会の中で検討して欲しい。</p> <p>・市町村の事務として終わらせるのではなく、もう少し市とともに検討して欲しい。</p>	<p>【事前協議等】 ・県・市協議(計3回) 要望箇所毎に対応策を協議(1月24日、2月2日、2月10日) ・現地確認等 地元区長等立ち会いのもと、対応策を協議(3月11日)</p> <p>【報告(部会:4月28日)】 消防法の規定、財源の課題もあるが、地元の意見を伺いながら対応案を整理(要望箇所16箇所) [対応(予定)] ①護岸補修等の工事を行う箇所について、工事に付随し可能な対応を実施(予定)(5箇所)。 ②道路嵩上げに伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定(5箇所)。 ○その他(6箇所):河川まで降りることが可能又は他の水利あり</p> <p>【主な意見(部会)】 ・葉木地区にはどうしても車路の設置が必要。設置主体はどこでもよいので、何らかの方法で降り道を作ってほしい。</p> <p>・上流についても、道路嵩上げに水防災事業も絡んだ形で実施するよう国に働きかけるべき。</p>	<p>○消防法の規定、財源の課題もあるが、地元の意見を伺いながら対応(予定) (要望箇所16箇所) ※以下、丸数字は図面上の番号</p> <p>(1)護岸補修等の工事を行う箇所について、工事に付随し可能な対応を実施済 ・5箇所:佐瀬野①、葉木③④、破木⑭⑮ ・葉木④には、消防水利利用の降り道を設置済だが、車路を設置することについては、国への要望等を検討。</p> <p>(2)道路嵩上げに伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定 ・5箇所:下鎌瀬⑥⑦、上鎌瀬⑧、三坂⑨、中津道⑩</p> <p>(3)その他(河川まで降りることが可能又は他の水利あり) ・6箇所:葉木②⑤、中津道⑪、瀬戸石⑫⑬、与奈久⑯</p>
<p>2 護岸補修施工時の河岸へのアクセス路等の整備</p>	<p>【報告】 治水面等の問題もあり、慎重な検討が必要</p>	<p>【報告】 道路嵩上げ等の予定箇所については、可能な対応を今後検討。</p>	<p>【報告】 ①護岸補修等の工事を行う箇所について、工事に付随し可能な対応を実施予定。 ②道路嵩上げに伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定。</p>	<p>①護岸補修等の工事を行う箇所について、工事に付随し可能な対応を実施予定。 ②道路嵩上げに伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定。</p>

地域課題への取組状況(井戸涸れ部会)

項目	内容	現況等
水位低下対策	井戸涸れ対策	代替水源がない共同井戸について調査し、企業局と八代市の費用負担により、増掘等の対応を実施済み。

地域課題への取組状況(地域交通部会)

項目	内容	現況等
1 佐瀬野地区の県道付替え	JR線路より川側への県道の付替え	・道路を線路より川側に戻す場合、河川を埋め立てることとなり、洪水時の安全性や治水の問題もあり、対応は困難。
2 球磨川架橋	荒瀬～大門間の架橋	・新たな橋の建設については、県として対応することは非常に難しいため、地域の交通全体で対応する方向で検討。 ・県道から国道までの区間は、利用区域が、200ha以上確保できず、国の制度上、林道の補助対象とならない。
3 県道中津道八代線の改修等	①藤本・大門地区(発電所周辺地区)の県道改修	・ダム本体撤去工事に係る大型車両については、国道219号を利用することとし、県道については、極力、大型車両往来等の影響の軽減に努める予定。 ・藤本発電所の取扱いについては、現在協議中であるが、工事する場合は工事車両の通行時間を調整するなど、県道への影響の軽減に努める予定。 ・道路改良については、まずは道路の現況や交通状況等を調査するとともに、今後、どのような対策がよいのか検討することとしている。本年度は交通状況の調査等に取り組む。
	②荒瀬ダム～松崎(八代市坂本支所周辺)の嵩上げ等	・浸水実績ある2箇所の嵩上げの必要性については、理解しており、今後、関係者協議や実行可能な整備手法等について調査・検討を進めていくこととしている。本年度は、要望箇所も含めた球磨川中流域の現況調査等を行う。 ・道路改良については、まずは道路の現況や交通状況等を調査するとともに、今後、どのような対策がよいのか検討することとしている。本年度は交通状況の調査等に取り組む。
	③下鎌瀬～中津道、西鎌瀬の道路嵩上げ(護岸用に敷設されたテトラポットの撤去)	・荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路測構造物補強について、第2回の「国と熊本県との検討会議」で対象箇所の考え方、嵩上げ高、範囲、概略の構造について計画案として取りまとめた。 ・本年度から、国の交付金を活用し事業に着手する予定。3月から地元での意見交換等を行っており、今後、地元説明等を行う予定。 ・テトラポットについては設置された経緯や目的によって判断すべき問題。現在、護岸の安定性について整理しており、その中でテトラポットの必要性を検討する。

地域課題への取組状況

項目	内容	現況等
総合的な検討体制の設置について	荒瀬ダム撤去が及ぼす問題解決のための検討体制の設置	<p>荒瀬ダム撤去地域対策協議会の設置 (熊本県、八代市、関係団体、住民代表、関係議会議員で構成)</p> <p>平成22年度に会議を2回開催(6月29日、10月27日)</p>
1. 利水問題について	<p>1) 球磨川からの取水について</p> <p>農業用水、工業用水、水道水の取水に影響を及ぼさないための検討体制整備、安定水量確保、渇水時の対応等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・渇水時における流域の水利用について調整等を行う「球磨川下流域渇水調整連絡会」に電源開発(株)が参加(H22.6)し、責任放流、流量、渇水時の対応等について協議 ・責任放流及び流量の詳細は、国交省、農政局、土地改良区連合、電源開発(株)等で対応について協議 ・平成23年3月25日に、八代平野土地改良区連合(北部土地改良区、南部土地改良区)、八の字土地改良区に対し、県から <ul style="list-style-type: none"> ①安定的な流量確保と渇水時の対応 ②荒瀬ダム撤去に伴う遙拝堰への影響に対する対応について説明
2. 環境問題について	<p>1) 環境調査について</p> <p>環境調査の範囲と関係機関の調査結果活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・魚類や底生動物等を含めた環境モニタリング調査の実施及び調査範囲について、撤去技術研究委員会で再検証を行い、撤去計画に反映。 ・治水面及び環境面のモニタリング調査結果について評価・検証等を行う荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会を設置。 ・国が行っている調査データの活用について、河川管理者と協議を行い一部データについては、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で活用。 ・調査区域における最下流地点での水質等のモニタリング結果に異常が見られた場合はさらに下流まで調査することも検討するなど、必要に応じて調査方法の見直しを行う予定。

地域課題への取組状況

項目	内容	現況等
2. 環境問題について	<p>2) 河川汚濁物質の削減について</p> <p>環境に配慮した撤去工法、河川環境改善に対する住民意識の向上、八代海の干潟の保全対策の推進</p>	<p>【工法】 撤去にあたっては、荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書を踏まえて、地域の安全と環境に十分配慮した荒瀬ダム撤去計画(案)を策定し、河川管理者等と協議中。</p> <p>【参考】 実施予定の対策(案) ・環境モニタリングの実施 ・泥土の除去 ・河川環境に配慮した工事期間の設定 ・破碎ガラを速やかに河川外に搬出 ・濁水処理設備の配置 ・汚濁防止フェンスの設置</p> <p>【住民意識の向上】 ・「みんなの川と海づくり県民運動」に取り組み、啓発事業や保全活動を推進 ・水環境保全活動団体による一斉河川清掃、住民による水質調査や浄化活動等実施中 ・小中学生を対象に「海の再生に向けた出前講座」を開催し、環境をテーマに水を守る意識の醸成を図る。</p> <p>【水質・干潟の保全対策】 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定し、水質の保全及び干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する施策を総合的・計画的に推進中。</p>
	<p>3) 撤去工事中の環境・安全対策について</p> <p>・説明会の実施など、周辺住民への配慮 ・破碎屑や濁水等の処理 ・環境保全 ・テトラポットの取扱い</p>	<p>【工事の施工】 工事の実施にあたっては、ダム周辺の環境に配慮し、実施内容について住民説明会を開催予定 撤去コンクリートは処理し、再利用を検討 濁水対策について、必要な対策を実施予定</p> <p>【環境保全】 撤去技術研究委員会において再検証を行い、ダム撤去工事期間や土砂処理について以下の内容を確認した。 ・施工期間：鮎の生息、生育に支障がない期間を選定 ・泥土：ダム撤去開始までに全量除去 撤去にあたっては、研究委員会報告書を踏まえて、地域の安全と環境に十分配慮した荒瀬ダム撤去計画(案)を策定し、河川管理者と協議中。 工事中の環境保全については、適宜、漁協等と協議を行い、河川環境に配慮した工法等を検討</p> <p>【テトラポット】 現在、護岸の安定性について整理しており、その中でテトラポットの必要性を検討する。</p>

地域課題への取組状況

項目	内容	現況等
<p>3. 堆砂・泥土除去について</p>	<p>1)ダム湖内の堆砂や泥土等の具体的な影響の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策の実施(遙拝堰への影響の回避) <p>2)ダム湖内の堆砂や泥土等の保全措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水路付近の土砂撤去 	<p>【堆砂・泥土除去】 撤去技術研究委員会において再検証を行い、河道内の環境に影響を与えないよう泥土の全量除去や砂礫除去等について確認。 撤去にあたっては、研究委員会の意見を踏まえ、荒瀬ダム撤去計画(案)を策定し、地域の安全と環境に十分な配慮を図りながら、慎重に作業を進めていく予定。</p> <p>【工事時の対応】 ダム撤去にあたって必要なモニタリングを行い、治水面や環境面に十分配慮しながら工事を進める予定</p> <p>【遙拝堰】 遙拝堰の構造等を踏まえ、ダム撤去時に遙拝堰に対する影響がないか、撤去技術研究委員会にて再検証を実施 また、撤去工事に関し、モニタリングを行い堆砂状況を引き続き監視予定。</p> <p>【工法等】 ダム撤去にあたっては、土砂の流下を監視し、治水面や環境面に十分配慮しながら工事予定</p> <p>【放水路周辺の土砂】 地元の意見も踏まえ、放水路周辺の護岸整備に関連し、河川管理者と対応を調整</p>

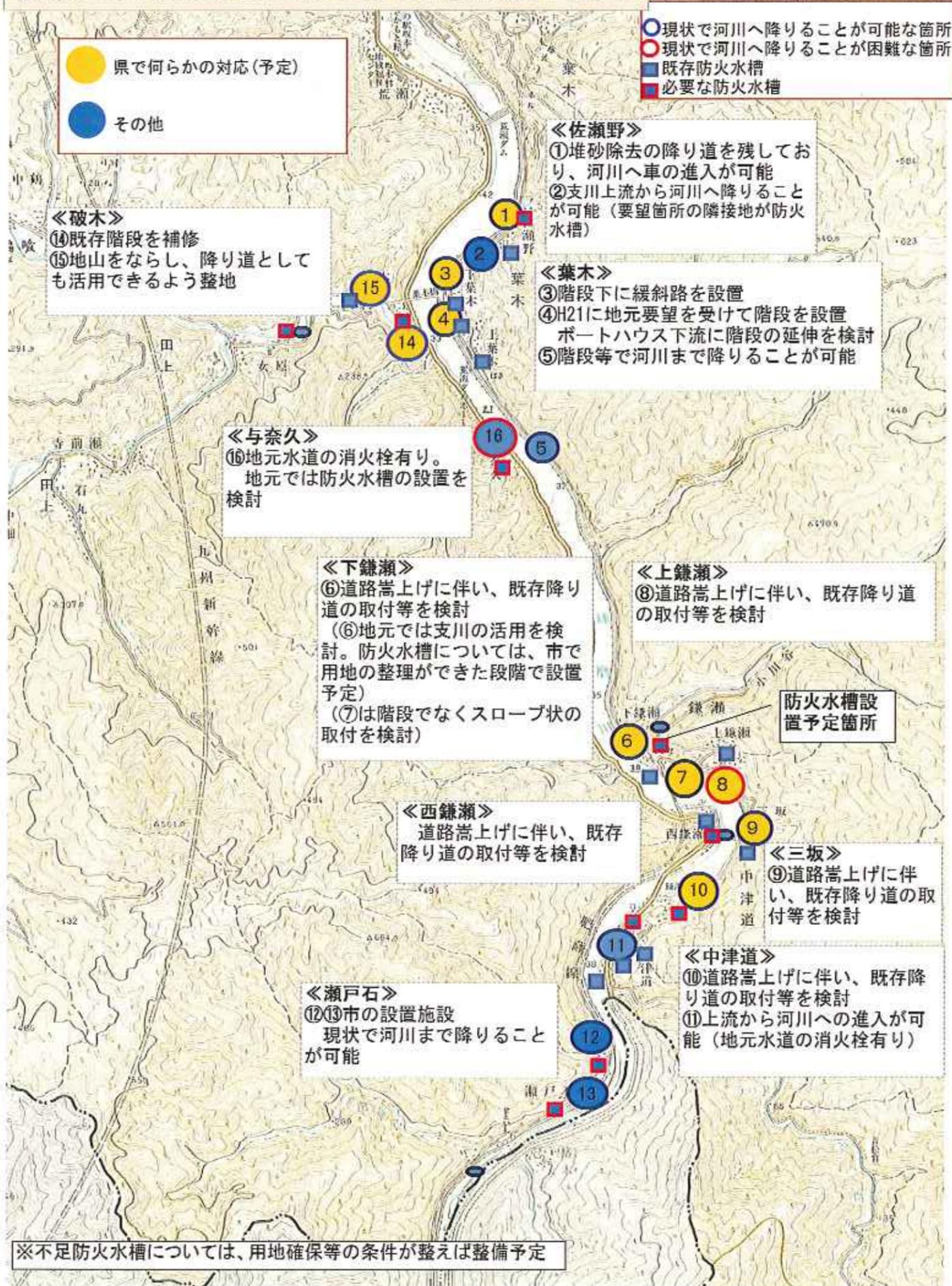
地域課題への取組状況

項目	内容	現況等
4. 水位低下に伴う諸問題について	<p>1) 県道及び国道等の擁壁改修及び復元について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両岸の危険箇所に係る緊急度に応じたダム撤去前の施工 ・施工時のアクセス路整備 	<p>【擁壁改修等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、平成15年度から補修を実施中(96箇所、約2,700mの補修を実施済み) ・ダムの水位低下に伴い対策が必要な新たな箇所が確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、工法等についても十分な協議・調整し、対策予定。 ・荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、「国と熊本県との検討会議」を開催し、対象箇所の考え方、嵩上げ高、範囲、概略の構造について計画案として整理(右岸延長約950m、左岸延長約1,800mの路側構造物補強予定) ・道路嵩上げ等に伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定。
	<p>2) 水位低下対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下等の調査の実施 	<p>平成22年11月に調査を実施。関係者に調査結果を報告するなど、個別に対応。</p>

地域課題への取組状況

項目	内容	現況等
6. ダム撤去に伴う諸問題について	<p>4) 情報提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域住民や関係者に対して分かり易い方法での情報提供 ・撤去対策について施工時の環境対策・工法等の公表、説明会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年1月に荒瀬ダム撤去計画(案)に関する地元説明会を実施し、漁協、土地改良区等の関係団体にも説明。 ・説明会での意見も踏まえ、会議の議事録設置箇所を拡充。今後とも情報提供に努める。 ・道路嵩上げ等の個別事業の実施にあたって、今後、地元説明会等を予定。
	<p>5) ダム撤去による川の流の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・球磨川の河岸等への影響検証と対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、平成15年度から補修を実施中(96箇所、約2,700mの補修を実施済み) ・ダムの水位低下に伴い対策が必要な新たな箇所が確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、工法等についても十分な協議・調整し、対策予定。 ・荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、「国と熊本県との検討会議」を開催し、対象箇所の考え方、嵩上げ高、範囲、概略の構造について計画案として整理(右岸延長約950m、左岸延長約1,800mの路側構造物補強予定)

荒瀬ダム上流の要望箇所に対する対応状況(予定)等



①佐瀬野
 堆砂除去時の下り道を活用



③葉木
 階段下に緩斜路を設置

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(坂本、中津道)を背景図として使用したものである。

④葉木

H21に地元要望を受けて階段を設置



⑮破木

降り道として活用できるように整地



④葉木

上の階段の上流の車路要望箇所

